平成２２年（フ）第６９８号
石川県白山市千代野東３丁目13番地４
債務者　石黒ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
東京都文京区本駒込５丁目19番９―601号、従前の住所石川県小松市八幡町112番地
債務者　松本　幸久
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２８号
長野県安曇野市堀金烏川919番地58
債務者　太田美智代
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３０２８号
愛知県春日井市高座台３丁目２番地５　グリーンヒル高座101号
債務者　太田　久枝（旧姓佐合）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６５４号
名古屋市南区砂口町56番地の１
債務者　纐纈　亮文
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６９７号
名古屋市北区芦辺町３丁目12番地　サンマンションアトレ平安通Ⅱ802号
債務者　田中貴与子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７２２号
名古屋市港区入場１丁目2601番地　エレガンスガーデン103号
債務者　伊藤　宏信
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７８０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字神戸77番地　松永運輸株式会社内201
債務者　枝村　清美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　田代　和久
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８号
大津市弥生町８―25―201、住民票上の住所大津市平津１丁目18番11号　サンシャイン石山103号室
債務者　前川美枝子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
大津市唐崎３丁目５番11号
債務者　古﨑　　進
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６号
兵庫県高砂市美保里18番22号、従前の住所兵庫県高砂市美保里31番７号
債務者　尾崎　晃義
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７号
兵庫県高砂市美保里18番22号、従前の住所兵庫県高砂市美保里31番７号
債務者　尾崎　昌子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１８号
兵庫県姫路市大津区北天満町71番地１コーエルマンション303号
債務者　浅田　数美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９号
兵庫県加古川市平岡町新在家１丁目255番地の16ワールドコート東加古川302号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町二俣1001番地二俣北神鋼寮２―225号
債務者　西森　康裕
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７４１号
広島市安芸区船越南１丁目１番１―203号
債務者　品川　謙介
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３７号
広島市西区東観音町25番14―301号
債務者　大谷　文夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部